

加入して
いますか？

山形県では 自転車保険 (損害賠償責任保険) への加入が必要です。

令和2年7月1日から

「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき
自転車利用者(※)の加入が義務となりました。

(※ 未成年者の場合はその保護者、自転車利用事業者及び自転車貸付事業者も対象)

自転車の事故で加害者に
なると…

こんな高額賠償事例に
なることも…

賠償命令額

9,521万円



自転車に乗った男子小学生が歩行中の女性と衝突。

女性は頭部を骨折し、意識が戻らない状態になり、監督責任を問われた母親に損害賠償命令。

まずは、裏面で加入の確認をしてみましょう



※ 学校においては、通学等での自転車利用者の保険加入を確認してください。

自転車保険加入状況チェックシート

スタート

これらの保険(自転車損害賠償責任保険)に加入している

- A**
- 自動車の任意保険
 - 火災保険
 - 傷害保険
 - 共済

- B**
- 自転車保険
 - 団体保険(会社や学校・PTAが窓口)
 - クレジットカードの保険

はい

契約内容を確認してください。

個人賠償責任補償特約(※)が付いている
※「特約」の名称は、「日常生活賠償特約」など、保険により異なる場合があります。
(注)「自転車事故」が補償の対象になっていない保険もありますのでご注意ください。

はい

いいえ
(わからない)

いいえ
(わからない)

はい

【加入済みです】

※1人の加入で**家族全員が補償の対象(加入)**となる保険もあります！ぜひ、ご確認ください。

特約追加

はい

自転車に「TSマーク」のシールが貼ってある
(TSマークとは、自転車販売店で自転車の点検・整備を受けて加入する保険)
(注)有効期間は、TSマークに記入された点検日から1年間です。



TSマーク

いいえ

【加入が必要です!!】

「自転車損害賠償責任保険」に加入してください。または
A の保険に「個人賠償責任補償特約」(※)を付けてください。

★全てに有効期間がありますので、更新も忘れずにしましょう！

～万が一の自転車事故に備えて、ご家族で確認してください～

[詳しくはこちらを検索](#)

山形県自転車条例

検索